- 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

一 原告が日本国籍を有することを確認する。 二 被告は、原告に対し、五〇万円及びこれに対する平成一一年三月一九日から支 払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

事案の概要

本件は、韓国人である母の嫡出でない子として出生した原告が、日本人である父 から認知を受けたことにより日本国籍を取得したと主張して、日本国籍を有するこ との確認を求めるとともに、日本における戸籍が失われたまま放置されていること により精神的苦痛を被ったなどとして、被告に対し、国家賠償法一条一項の規定に 基づき、慰謝料として五〇万円の支払を求めた事案(付帯請求の起算日は訴状送達 の日の翌日) である。

前提となる事実(証拠の摘示がない事実は、当事者間に争いのない事実であ る。)

Aは、韓国国籍を有する女性であるが、昭和五一年一一月〇日、日本人男性で 1 あるBと婚姻し、昭和六一年三月〇日、Bと協議離婚した。

原告は、昭和六〇年〇月〇日、韓国においてAの子として出生し、昭和六一年 〇月〇日韓国において、同年〇月〇日には日本において、それぞれAにより出生届出がされた。原告を懐胎、出産した当時、母であるAがBと婚姻関係にあったため、原告は、Bの嫡出子と推定され、日本における右出生届出に伴いBの戸籍に入 籍された。

Aは、昭和五五年ころ、日本人男性であるC(原告法定代理人親権者父。)と 3 知り合い、その後Cとの情交関係を継続していたものであり、原告の父も、当時婚

烟関係にあったBではなく、Cであった。(甲四、原告法定代理人) 4 Cは、昭和六一年九月二六日、韓国において、同国の方式で原告の認知を申告してこれを受理され、同年一〇月九日、日本において右認知証書を提出した。 5 原告は、平成七年三月二七日、Bとの間の親子関係が存在しないことの確認を 求める調停を申し立て、平成八年一月一三日、右親子関係が存在しないことを確認 する旨の審判が確定した。原告は、右審判確定により、出生時から日本国籍を取得

しなかったものとして扱われることになり、Bの戸籍からも消除された。 6 Aは、平成八年六月〇日死亡した。そこでCは、自己を原告の親権者に指定する旨の審判を大阪家庭裁判所に申し立て、平成一〇年六月一六日、右と同旨の 審判が確定した。

原告法定代理人親権者であるCは、平成一一年一月一二日、大阪法務局長に対原告が新たに本籍地にしようとする大阪市港区の区長に宛てて、原告が日本国 籍を取得したものとして処理するよう指示されたい旨を上申した。しかし、同法務 局長は、同年二月一二日、原告が日本国籍を取得したとは認められないことを理由 に、右上申には応じられない旨回答した。

当事者の主張

1 原告

-) 日本人である父が、外国人である母が懐胎した子の胎児認知を届け出た場 国籍法二条一号の規定により、子は出生の時に日本国籍を取得する。しかし、 外国人である母に父とは別に戸籍上の夫があり、懐胎した子が戸籍の記載上母の夫 の嫡出子と推定されるときは、日本人である父がその子を適法に胎児認知すること はできないため、同じく外国人の母の非嫡出子でありながら、戸籍の記載いかんに はできないため、同しく外国人の母の非媧出子でありなから、戸籍の記載いかんにより、子が生来的に日本国籍を取得するみちに著しい差があることになる。そこで、最高裁判所平成九年一〇月一七日第二小法廷判決・民集五一巻九号三九二五頁(以下「本件最判」という。)は、「このような著しい差異を生ずるような解釈をすることに合理性があるとはいい難い。したがって、できる限り右両者に同等のみちが開かれるように、同法二条一号の規定を合理的に解釈適用するのが相当である。」とした上、「客観的にみて、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人である。」とした上、「客観的にみて、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人である。」とした上、「客観的におれたである。」とした上、「客観的におれたである。」といたよりにより、「客観的におれたである。」といる。 である父により胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情がある場合」に は、胎児認知がされた場合に準じて右規定の適用を認め、子は生来的に日本国籍を 取得すると解するのが相当であると判示した。これは実質上、例外的に認知の遡及効を認め、その結果、出生後の認知の場合にも、一定の要件の下に子が日本国籍を

取得することを認めたものであると解される。 (二) 本件最判は、続けて、右「特段の事情」があるというためには、 と子との間の親子関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅滞なく執 られた上、右不存在が確定されて認知の届出を適法にすることができるようになっ た後速やかに認知の届出がされることを要すると解すべきである。」と判示してい る。しかし、そもそも、国籍法二条一号は、本件最判の指摘する点、すなわち、 「戸籍の記載いかんにより、子が生来的に日本国籍を取得するみちに著しい差がある」という点だけではなく、同じく日本 人である父と外国人である母との間に生まれた子であるのに、嫡出子であるか非嫡 出子であるかによって、また、同じく非嫡出子の間でも、胎児認知を受けたか出生 後の認知を受けたかによって、日本国籍取得の有無に差異を設けている点において も、憲法一四条一項に定める法の下の平等に反する疑いのある規定である。そし て、本件最判が右規定を文理どおりには解釈せず、実質上認知の遡及効を認めるに 至ったのは、右規定に違憲の疑いがあるため、これを合憲的に解釈する必要があっ たからであると考えられる。そうすると、先の判示部分も、「特段の事情」が認められるための要件を限定する趣旨に出たものではなく、それが認められる場合を例

示した趣旨にすぎないと解すべきである。 -般に、国籍法が認知による遡及的な国籍取得を認めない理由として国籍の安定 性の要請ということが指摘されているが、少なくとも未成年者についてみれば、出 生時に遡及して日本国籍を取得することを認めたからといって何らかの不都合が生 ずるとは考えられず、この点からも、認知による国籍取得の要件は緩やかに解する のが相当である。

原告の出生当時、母であるAはBと婚姻中であったため、Cは適法に原告 を認知することができない状態にあった。ところが、Aが昭和六一年九月一六日に 原告の出生届出をした後、Cが同月二六日に韓国において原告の認知を申告したと ころ、本来受理されないはずの右認知申告が受理された。そのため、Cとしては、 適法な認知をしたものと信じ、原告が成長して自己の身分につき疑問を抱くまで戸

籍をそのままにしておいたものである。 本件最判が「特段の事情」が認められる場合として、「母の夫と子との間の親子 関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅滞なく執られた上、右不存 在が確定されて認知の届出を適法にすることができるようになった後速やかに認知 の届出がされることを要する」と判示しているのは、「生来的な日本国籍の取得は できる限り子の出生時に確定的に決定されることが望ましい」との理由によるもの である。しかし、現実には子の出生届出がされなければ国籍確定の問題も生じない のであるから、子の出生届出後遅滞なく親子関係の不存在を確定するための法的手 続が執られさえすれば、本件最判が指摘する要請は満たされるものということがで きる。本件では、Cによる認知申告は原告の出生届出からわずか一〇 日後にされているのであるから、本件最判のいう「母の夫と子との間の親子関係の 不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅滞なく執られた」との要件を満た すものというべきである(なお、原告の出生届出が現実の出生から約一年二か月を 経過した後にされているのは、Aが原告をBの子とされることなく届け出ることが できないか思い悩み、逡巡していたためであって、そのこと自体は責められるべきではない。また、子の出生届出後ではなく、本件最判の文言どおり「子の出生後遅滞なく」と解さざるを得ないとしても、Cによる認知申告は原告の出生から約一年二か月後にされており、国籍法二条一号の規定の適用を肯定した本件最判の事案と はわずか約九か月の差があるにすぎない。)。もっとも、現実には、Bと原告との 間の親子関係の不存在を確定するための法的手続は平成七年三月二七日になるまで 執られていない。しかし、この点については、仮にCによる認知申告が受理され ず、原告が戸籍の記載上Bの嫡出子とされているため原告を認知することができないという状況が原告の出生直後に生じていたとすれば、Cとしては、自己が原告の父であることを確定するため、右の法的手続を早期に執っていたものと考えられ る。すなわち、右の法的手続を執るのが遅れたのは、不適法な認知申告が誤って受理されたことにより、Cと原告との間の親子関係が戸籍上記載されることになった からにほかならないのであって、このような場合にまで、Cに対して更にBと原告 との間の親子関係の不存在を確定するための法的手続を早期に執ることを要求する のは酷といわざるを得ないし、C及び原告の責めに帰すべき事情によらない誤った 認知申告の受理を原因として原告の日本国籍取得のみちを閉ざすのも、理不尽とい うべきである。

また、Cによる原告の認知申告は、仮に不適法で誤って受理されたものであるとしても、後にBと原告との間の親子関係の不存在を確認する旨の審判が確定したことにより遡及的に適法有効なものになったと解すべきである。したがって、本件の場合、本件最判のいう「認知の届出を適法にすることができるようになった後速やかに認知の届出がされること」との要件をも満たすものということができる。

更に、Cが原告の出生届出の直後に右認知申告をしていることからみても、Cには、戸籍の記載上原告について嫡出の推定がされなければ、原告を胎児認知する意思があったものと認められる。この点、Cが実際に胎児認知の届出をしようとしなかったことは、本件最判のいう「胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情」の存在を認める際の妨げとはならないと解すべきである。

(四) 右のとおり、原告については、客観的にみて、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人の父であるCにより胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情があるというべきである。よって、原告は、日本人であるCの子として、国籍法二条一号により、生来的に日本国籍を取得したものと認めることができる。

(五) 前記一7のとおり、大阪法務局長は、原告法定代理人親権者であるCが、 大阪市港区長に宛てて原告が日本国籍を取得したものとして処理するよう指示され たいとの要請をしたにもかかわらず、同区長に対してその旨の指示をしなかった。 被告の公務員である同法務局長の右の不作為は違法であり、原告に対する職務上の 不法行為に当たる。原告は、自己のあずかり知らない事情により長年有していた日 本国籍を失った上、右要請も受け入れられなかったため、日本における戸籍が失わ れたままの状態で放置されており、これにより被った精神的打撃は計り知れないも のがある。

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法一条一項の規定に基づき、原告の精神 的損害に対する慰謝料として五〇万円の支払を求める。 2 被告

(一) 国籍法二条一号は、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」に子が出生により日本国籍を取得する旨規定する。同号にいう「父」とは法律上の父をいうところ、民法は法律上の父子関係について認知主義を採用しており、かつ国籍法の関係では認知の効果は遡及しないと解されているので、外国人である母の非嫡出子が生来的に日本国籍を取得するのは、原則として日本人である父から胎児認知された場合に限られることになる。

本件最判は、右の原則に立脚した上で、外国人である母の非嫡出子が日本人である父により胎児認知されなくても、右の子が戸籍の記載上母の失の嫡出子と推、「見認知るため日本人である父による胎児認知の相にがされば日本人である父により胎がされたである父による出生に対してある父により出がされたである。」と判示し、「本国籍を認知なられると解するのが相当である。」と判示し、極めて限定的な外を認める。また、右の例外が認められるための要件につき、本件最判は、「在の場合と関係の本体である。」と明示している。また、右の例外が認められるための関の親子関係の不存在で認知を要の情があるというためには、母の夫と子との間の親子関係の正されることを明示している。ちなみに、本件最判は、子の出生からが見く、ないの法的手続が引きれ、父子関係の不存在を確定するための法的手続がいて、子の日本国籍である。と判示している。ちなみに、本件最判は、子の出生からが見くと関係の不存在を確定するための法的手続がいて、子の日本国籍である。

(二) Cは、原告の出生から約一年二か月後に韓国において不適法な認知申告をしたのみで、胎児認知はもちろん、原告の出生後も現在に至るまで適法な認知の届出をしていないのであるから、「認知の届出を適法にすることができるようになった後速やかに認知の届出がされ」たとはいえず、Cに原告を胎児認知する意思があったとも認められない(なお、AとBとの婚姻は、韓国においても届出がされており、原告は、韓国戸籍の記載上もBの嫡出子であるとの推定を受ける子であった。したがって、Cによる右認知申告は、嫡出推定がされる子を対象としたものである点において韓国法上も不適法なものであり、現在でもなおその効力には疑問がある。)。

また、Bと原告との間の親子関係の不存在を確定するための法的手続が執られたのは、原告の出生から約九年九か月経過した後のことであるから、「親子関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅滞なく執られた」ともいえない。

(三) 右のとおり、本件の場合、「客観的にみて、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人である父により胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情がある」とは認められないから、本件最判の判旨を前提にしても、原告につき国籍法二条一号の規定が適用される余地はない。よって、原告が日本国籍を取得したと解することはできず、右国籍取得を前提とする原告の慰謝料請求も失当である。第三 当裁判所の判断

一 国籍法二条一号は、子は「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は日本 国籍を取得する旨定めているところ、右規定は、子の出生の時に日本国民である父 との間に法律上の親子関係が存在し

ている場合をいうものと解される。そして、法例一八条二項、民法七八四条本文によれば、認知は出生の時に遡ってその効力を生ずるものとされているが、これは、認知について定めたものにすぎず、生来的な国籍取得に関しては、その対して、とからして、認知の効力が遡及するに関上出生時に確定されることが相当である。このことは、昭和二五年法律第一四七号による改進の国籍法(明治三二年法律第六六号)五条三号が外国人である非嫡出子の出後とはないと解すべきである。このことは、昭和二五年法律第一四七号による連行の国籍法(明治三二年法律第六六号)五条三号が外国人である非婚出の出りとは、日本国籍の伝来取得を認めていたが、認知の遡及効により、記述の国籍が、現行の国籍法三条が、現行の国籍となる準正子についても、当然に日本国籍を取得するものとはないより、当然に日本国籍を取得するものとはることが前提となる準正子についても、当然に日本国籍を取得するものとしていることが前提となる準正子についても、当然に日本国籍を取得するものとしていること、また、当代に対する国出があって初めて日本国籍を取得するものとしている。

右のとおり、国籍法においては認知の遡及効が認められていないのであるから、 出生後に認知がされたというだけでは、子の出生の時に父との間に法律上の親子関係が存在していたということはできず、外国人である母の子が日本人である父から 認知されたからといって、右の子が同法二条一号に当然に該当するということには ならない。すなわち、外国人である母の非嫡出子が生来的に日本国籍を取得するの は、原則として日本人である父から胎児認知された場合に限られるということにな る。しかし、そうであるとすると、外国人である母が子を懐胎した場合において、 その子が戸籍の記載上母の夫の嫡出子であるとの推定がされない場合には、夫以外の日本人である父の胎児認知という手続を執ることにより、子が生来的に日本国籍を取得するみちが開かれているのに、右推定がされる場合には、胎児認知という手 続を適法に執ることができないため、子が生来的に日本国籍を取得するみちがない ことになり(外国人である母が子を懐胎した場合において、その子が戸籍の記載上 母の夫の嫡出子と推定されるときは、夫以外の日本人である父がその子を胎児認知 しようとしても、その届出は認知の要件を欠く不適法なものとして受理されないか しようとしても、ての届田は認知の安けを入て不過広なものとして支達されないから、胎児認知という方法によっては、子が生来的に日本国籍を取得することはできない。)、同じく外国人の母の非嫡出子でありながら、戸籍の記載いかんにより、子が生来的に日本国籍を取得するみちに著しい差が生ずることになるが、このような著しい差異を生ずるような解釈をすることに合理性があるとはいい難いから、できる限り右両者に同等のみちが開かれるように、同法二条一号のおりなるとなる。 規定を合理的に解釈適用するのが相当である。右の見地からすると、客観的にみ て、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人である父により胎児認知がされ たであろうと認めるべき特段の事情がある場合には、右胎児認知がされた場合に準 じて、国籍法二条一号の適用を認め、子は生来的に日本国籍を取得すると解するのが相当であるところ、生来的な日本国籍の取得はできる限り子の出生時に確定的に 決定されることが望ましいことに照らせば、右の特段の事情があるというために は、母の夫と子との間の親子関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後 遅滞なく執られた上、右不存在が確定されて認知の届出を適法にすることができる ようになった後速やかに認知の届出がされることを要すると解すべきである(最高 裁判所平成九年一〇月一七日第二小法廷判決・民集五一巻九号三九二五頁(本件最

二、そこで、これを本件についてみると、前記第二の一のとおり、原告は昭和六〇年七月一五日Aの子として出生したが、当時AはBと婚姻関係にあったため、原告の出生前にCが適法な胎児認知をすることはできなかったところ、Cは、昭和六一年九月二六日、韓国の方式で原告の認知を申告してこれを受理され、同年一〇月九日には、右認知証書を日本において提出したこと、原告は、平成七年三月二七日、Bとの間の親子関係が存在しないことの確認を求める調停を申し立て、平成八年一月一三日、右親子関係が存在しないことを確認する旨の審判が確定したことが認め

判)参照)

しかしながら、仮に右認知申告がその申告時に遡って有効なものになったと解するとしても、Cが右認知申告をしたのは昭和六一年九月二六日であって、原告の出生から約一年二か月のことであり、しかも、母の夫との間の親子関係の不存在を記すべく、Bと原告との間の親子関係が存在しないことの出生から約九年八か月を過した後であることが認められるから、かかる事実に照らすと、原告の出生を過した後速やかに認知の届出をしたものとはできず、むした後速やかに認知の届出をしたよる胎児認知はされなかったものとはおいき戸籍上摘出推定がされなくてもCによる胎児認知はされなかったものと時記が付出であり、結局、客観的にみて、戸籍の記載上摘出の推定がされなけるのが相当であり、結局、客観的にみて、戸籍の記載上摘出の推定がされたがある。

三 右の点に関し、原告は、① 本件最判が親子関係の不存在を確定するための法 的手続及び認知の届出を早期にすべきことを求めているのは、「生来的な日本国籍 の取得はできる限り子の出生時に確定的に決定されることが望ましい」との理由に よるものであると

ころ、現実には子の出生届出がされなければ国籍確定の問題も生じないのであるから、子の出生届出後遅滞なく親子関係の不存在を確定するための法的手続が執られさえずれば、本件最判が指摘する右の要請は満たされる、② Bと原告との間の親子関係の不存在確認を求める調停の申立てが遅れたのは、Cの韓国における認知申告が誤って受理されたというC及び原告の責めに帰すべきでない事情を原因とするものであり、仮に、右認知申告が受理されなかったとすれば、Cとしては、親子関係の不存在を確定するための法的手続を早期に執っていたものと考えられるから、右手続の遅れを理由として原告の日本国籍取得を否定するのは相当でない、と主張するので、これらについて検討する。

て、子の出生そのものと出生届出とを同視し、前記説示にかかる母の夫と子との間の親子関係の不存在を確定するための法的手続が「子の出生後遅滞なく執られた」ことと解するのは相当でないとければならず、この点に関する原告の前記主張は採用することができない。まとさいればならず、この点に関する原告の前記主張は採用することができない。まとさいまたの主張するように、Aによる出生届出が遅れたのが、Aが原告をBの子としてあることなく届け出ることができないか思い悩み、逡巡していたためであったとしてあることは相当でないし、原告法定代理人(C)の供述によれば、Cは、Cにもなすることは相当でないし、原告法定代理人(C)の供述によれば、Cは、Cには生後まもなく右出生の事実を知ったにもかかわらず、出生届出に関しては、C自身が、原告の出生後遅滞なく、Cにで記知するため何らかの手続を執ろうとした事実は窺われないのであるからよる認知申告が原告の出生から約一年二か月後になったことにも相当な理由があたとはいい難い。

2 次に、Bと原告との間の親子関係の不存在確認を求める調停の申立てが遅れた事情についてみると、前記第二の一で認定した経過によれば、Cが韓国においてした原告の認知申告が誤って受理されたことがその後における手続の遅れを招いた面のあることは否定できないところである。

しかしながら、原告は、Aが昭和六一年一二月一一日に日本において原告の出生を届け出たことによりBの戸籍に入籍され、戸籍上Bの嫡出子とされたことは、前記第二の一2のとおりであるところ、甲第二号証及び原告法定代理人の供述によれば、原告は、Cが昭和六一年九月二六日に韓国において認知の申告をした後も、B との間の親子関係不存在確認の審判が確定するまで、Bの戸籍にその嫡出子として登載されていて、実生活においてもB姓を名乗っており、Cも右戸籍上の記載については認識していたものと認められるのであるから、たとえ右認知申告が受理され たとはいえ、Bと原告との間の親子関係の法的処理がされていない以上、右親子関 係の不存在を確定するための法的手続が平成七年三月二七日の調停申立てまで放置 されたことに相当な理由があったとはいい難い。そうすると、Cによる認知申告が受理されていなかったとすれば、Cとしては、右の法的手続を早期に執っていたものと考えられるとして、右認知申告時又はこれに近接した時期にBと原告との間の 親子関係の不存在を確定するための法的手続が執られていたはずであると認めるの は相当でないというべきである(なお仮に右認知申告時又はこれに近接した時期に 右の法的手続が執られたものとみなすことができるとしても、右認知申告は原告の 出生から約一年二か月後にされており、かつ、右認知申告が遅れたことに相当な理 由があるといい難いことも前記1で説示したとおりであるから、約一年二 か月という期間をもって、出生後遅滞なくBと原告との間の親子関係不存在を確定 するための法的手続が執られたということはできない。) 四 更に、原告は、国籍法二条一号の規定には違憲の疑いがあること、少なくとも未成年者については、出生時に遡及して日本国籍を取得することを認めたからといって国籍の安定性を害するおそれがないことなどを理由として、本件最判が「特段 の事情があるというためには、母の夫と子との間の親子関係の不存在を確定するた めの法的手続が子の出生後遅滞なく執られた上、右不存在が確定されて認知の届出 を適法にすることができるようになった後速やかに認知の届出がされることを要す る」と判示する部分は例示にすぎないとも主張する。

しかしながら、本件最判の趣旨については、実の父が子に日本国籍を取得させるため胎児認知の届出をしたくても、母が婚姻中であることから右届出が適法に受理されるための活動にあるため、まず認知の届出が適法に受理されるための認知をしたとの認知をしたとの認知をしたとの後に右届出が受理される状態になった時点で出生後の認知をしたとうな性を備えた場合に初めて、適法に胎児認知がされた場合に日本国籍取得の要件をして、極めて例外的に、胎児認知がされた場合に準じて日本国籍取得の要件を緩やかに対したものと考えられるのであり、原告が右に主張するような論拠ことものとは、時に認知の届出が適法に受理されることはできないから、ことはできないから、右の趣旨からしても、国籍法二条一号が適ける会によいというべきである。

五 以上のとおり、原告が生来的に日本国籍を取得したとは認められないから、原 告が日本国籍を有することの確認請求は理由がなく、そうすると、大阪法務局長が 大阪市港区長に宛てて原告が日本国籍を有することを前提とした処理をするよう指示をしなかった点に違法があるともいえないから、慰謝料の支払請求も理由がないことになる。 よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。 大阪地方裁判所第二民事部 裁判長裁判官 三浦潤

裁判官 石井寛明 裁判官 徳地淳